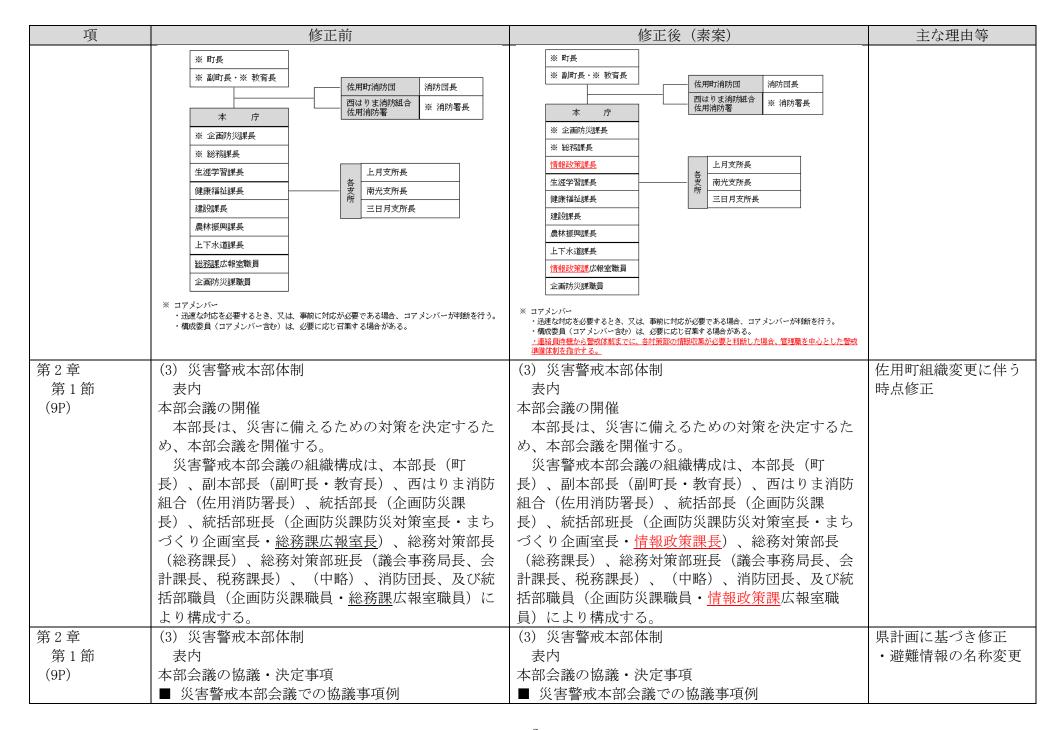
資料4-1 令和4年度修正 佐用町水防計画 新旧対照表

其件4-1	节和4年及修正 佐用門亦例計画 利旧对	黑 女	
項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
第1章	第2節 用語の定義	第2節 用語の定義	県計画に基づき修正
第2節	20 避難判断水位	20 避難判断水位	・避難情報の名称変更
(2P∼3P)	避難準備・高齢者等避難開始の目安となる水位で	<u>高齢者等避難</u> の目安となる水位であり、氾濫に関	
	あり、氾濫に関する情報について住民への注意喚起	する情報について住民への注意喚起となる水位。	
	となる水位。		
	※ 町では、氾濫注意水位を超え一時間後に避難判	※ 町では、氾濫注意水位を超え一時間後に避難判	
	断水位に到達が予想される場合に <u>避難準備・高齢者</u>	断水位に到達が予想される場合に <u>高齢者等避難</u> の発	
	等避難開始の発表を検討する。	表を検討する。	
第1章	21 氾濫危険水位〔特別警戒水位(法第13条第1項	21 氾濫危険水位〔特別警戒水位(法第13条第1項	県計画に基づき修正
第2節	及び第2項)〕	及び第2項)〕	・避難情報発令目安と
(3P)	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫	なる水位である旨を追
	の起こる恐れがある水位をいう。	の起こる恐れがある水位をいう。	加
		※町が発する緊急安全確保の発令判断の目安とな	
		<u>る水位。</u>	
第1章		22 氾濫開始相当水位	県計画に基づき修正
第2節		危険箇所の堤防天端高など氾濫が開始される水位	・氾濫開始相当水位を
(3P)		を、その箇所を受け持つ水位観測所の水位に変換し	追加
		<u>た水位。</u>	
第1章	22 土砂災害警戒区域等	23 土砂災害警戒区域等	県計画に基づき修正
第2節	土砂災害警戒区域とは、土砂災害危険箇所のうち	土砂災害警戒区域とは、土砂災害危険箇所のうち住	土砂災害特別警戒区
(3P)	住民の生命身体に危害が生ずる恐れのある区域で、	民の生命身体に危害が生ずる恐れのある区域で、土	域の指定箇所数を追加
	土砂災害を防止するために警戒避難体制を整備すべ	砂災害を防止するために警戒避難体制を整備すべき	
	き区域のことである。県は、土砂災害防止法に基づ	区域のことである。県は、土砂災害防止法に基づ	
	き、土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩落 540 箇所、	き、土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩落 57 箇	
	土石流 395 箇所、地滑り 9 箇所)を 944 箇所指定し	所、土石流 21 箇所)、土砂災害警戒区域(急傾斜地	
	ている。	の崩落 540 箇	
		所、土石流 395 箇所、地滑り 9 箇所)を <u>それぞれ 78</u>	
		<u>箇所、</u> 944 箇所指定している。	
第1章	第3節 水防の責任	第3節 水防の責任	県計画に基づき修正
第3節	5 町防災会議の責任(法第15条第1項・第2項)	5 町防災会議の責任(法第15条第1項・第2項)	・洪水予報(氾濫警戒
(4P)	(1) 町防災会議は、町地域防災計画において浸水想	(1) 町防災会議は、町地域防災計画において浸水想	情報など)と水位到達
	定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。	定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。	情報(特別警戒水位到
	①洪水予報及び氾濫警戒情報(特別警戒水位(洪	① 洪水予報、水位到達情報、その他人的災害が生じ	達など)を整理
	水、雨水出水)到達情報)の伝達方法	<u>るおそれがある洪水に関する情報</u> の伝達方法	

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
	②~④ (略) (2) 町防災会議は、浸水想定区域内に前項④の施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報及び氾濫警戒情報 (特別警戒水位到達情報)の伝達方法を定める。	②~④ (略) (2) 町防災会議は、浸水想定区域内に前項④の施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報、水位到達情報、その他人的災害が生じるおそれがある洪水に関する情報の伝達方法を定める。	
第 2 章 第 1 節 (7P)	1 配備の体制及び職員配備基準 ■ 組織体制及び職員配備図 図内 町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれか が発表され、かつ光都土木事務所に水防指令1号が 発令されたとき	1 配備の体制及び職員配備基準 ■ 組織体制及び職員配備図 図内 町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相 当の水位(佐用2.19m・久崎2.44m・三日月0.94 m)に到達したとき	町独自修正 ・連絡員待機の基準の 見直し
第 2 章 第 1 節 (7P)	■ 組織体制及び職員配備図 図内 コアメンバー 町長・副町長・教育長・消防署長・企画防災課 長・総務課長 その他必要に応じ出席を求める。 迅速な対応を必要とするとき、又は事前に対応が 必要である場合、コアメンバーが判断を行う。	■ 組織体制及び職員配備図 図内 コアメンバー 町長・副町長・教育長・消防署長・企画防災課 長・総務課長 その他必要に応じ出席を求める。 迅速な対応を必要とするとき、又は事前に対応が 必要である場合、コアメンバーが判断を行う。 コアメンバーは、連絡員待機から警戒体制まで に、各対策部の情報収集が必要と判断した場合、管 理職を中心とした警戒準備体制を指示する。	町独自修正 ・連絡員待機から警戒 体制までの間に、コア メンバーが必要と判断 した場合、管理職を中 心とした警戒準備体制 を指示する記述を追加
第 2 章 第 1 節 (8P)	(1) 連絡員待機 表内 町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ <u>光都土木事務所に水防指令1号が発令されたとき</u> に、企画防災課職員及び西はりま消防組合佐用消防署職員は、連絡員待機を執る。	(1) 連絡員待機 表内 町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが 発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相当 の水位(佐用2.19m・久崎2.44m・三日月0.94 m) に到達したときに、企画防災課職員及び西はり ま消防組合佐用消防署職員は、連絡員待機を執る。	町独自修正 ・連絡員待機の基準の 見直し
第2章 第1節 (8P)	(2) 警戒体制 ■警戒体制組織構成図	(2) 警戒体制 ■警戒体制組織構成図	佐用町組織変更に伴う 時点修正など



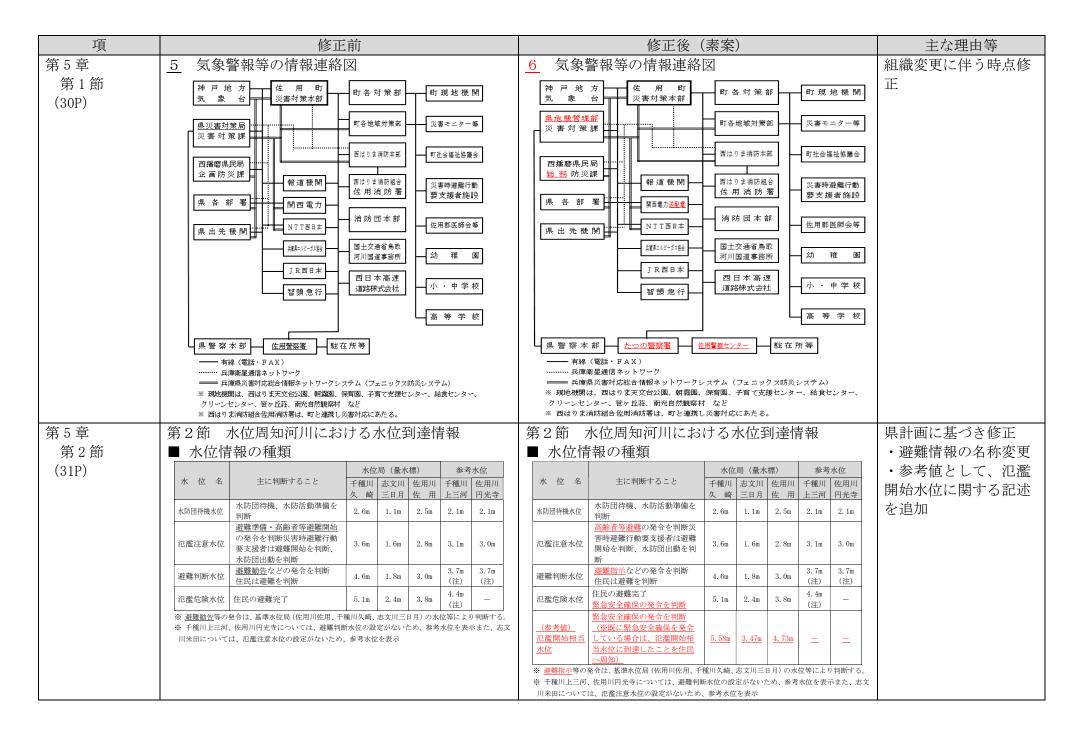
項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
	・河川水位等の災害情報の収集と今後の水位予測	・河川水位等の災害情報の収集と今後の水位予測	
	等による対策の検討	等による対策の検討	
	・住民、報道機関への情報提供などの対応	・住民、報道機関への情報提供などの対応	
	・災害警戒箇所の警戒巡視	・災害警戒箇所の警戒巡視	
	・所管施設の警戒巡視及び予防措置	・ 所管施設の警戒巡視及び予防措置	
	・軽微な被害への応急対策	・軽微な被害への応急対策	
	・避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告の発	・ <u>高齢者等避難</u> 及び <u>避難指示</u> の発令	
	令		
	・災害警戒本部の廃止	・災害警戒本部の廃止	
	・災害対策本部設置の判断 など	・災害対策本部設置の判断 など	
第2章	(4) 災害対策本部体制	(4) 災害対策本部体制	組織変更に伴う時点修
第1節	表内	表内	正
(10P)	災害対策本部設置の通知	災害対策本部設置の通知	
	■本部設置の通知先	■本部設置の通知先	
	住民・兵庫県 <u>災害対策局</u> 災害対策課・兵庫県西播	住民・兵庫県危機管理部災害対策課・兵庫県西播磨	
	磨県民局総務企画室総務防災課・兵庫県西播磨県民	県民局総務企画室総務防災課・兵庫県西播磨県民局	
	局光都土木事務所・NEXCO西日本福崎高速道路	光都土木事務所・NEXCO西日本福崎高速道路事	
	事務所・NEXCO西日本津山高速道路事務所・国	務所・NEXCO西日本津山高速道路事務所・国交	
	交省鳥取河川国道事務所・ <u>佐用</u> 警察署・佐用町社会	省鳥取河川国道事務所・たつの警察署・佐用町社会	
	福祉協議会・近隣市町(宍粟市・上郡町・たつの	福祉協議会・近隣市町(宍粟市・上郡町・たつの	
	市・美作市) など	市・美作市)など	
第2章	(4) 災害対策本部体制	(4) 災害対策本部体制	県計画に基づき修正
第1節	表内	表内	・避難情報の名称変更
(10P)	事務分掌	事務分掌	
	統括部	統括部	
	体制及び配備、本部会議の運営、気象予報・警	体制及び配備、本部会議の運営、気象予報・警	
	報・防災情報等の収集及び伝達、情報の分析及び報	報・防災情報等の収集及び伝達、情報の分析及び報	
	告、 <u>避難勧告</u> 等の伝達、(略)	告、 <u>避難指示</u> 等の伝達、(略)	
第2章	(4) 災害対策本部体制	(4) 災害対策本部体制	組織変更に伴う時点修
第1節	表内	表内	正
(12P)	本部会議の開催	本部会議の開催	
	本部長は、災害応急対策に関する基本方針やその	本部長は、災害応急対策に関する基本方針やその	
	他重要事項を審査決定するため、本部会議を開催す	他重要事項を審査決定するため、本部会議を開催す	
	る。	る。	
	■ 災害対策本部会議の組織構成	■ 災害対策本部会議の組織構成	

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
	本部長(町長)、副本部長(副町長・教育長)、	本部長(町長)、副本部長(副町長・教育長)、	
	西はりま消防組合(佐用消防署長)、統括部長(企	西はりま消防組合(佐用消防署長)、統括部長(企	
	画防災課長)、統括部班長(企画防災課防災対策室	画防災課長)、統括部班長(企画防災課防災対策室	
	長・まちづくり企画室長・ <u>総務課広報室長</u>)、総務	長・まちづくり企画室長・ <u>情報政策課長</u>)、総務対	
	対策部長(総務課長)、総務対策部班長(議会事務	策部長(総務課長)、総務対策部班長(議会事務局	
	局長、会計課長、税務課長)、(中略)、消防団	長、会計課長、税務課長)、(中略)、消防団長、	
	長、及び統括部職員(企画防災課職員・ <u>総務課</u> 広報	及び統括部職員(企画防災課職員・情報政策課 広報	
	室職員)により構成する。	室職員)により構成する。	
	必要に応じて、災害対策本部会議に西播磨県民	必要に応じて、災害対策本部会議に西播磨県民	
	局、 <u>佐用</u> 警察署、佐用町社会福祉協議会、自治会、	局、たつの警察署、佐用町社会福祉協議会、自治	
	自衛隊、関西電力、日本赤十字社等の出席を求める	会、自衛隊、関西電力 <mark>送配電</mark> 、日本赤十字社等の出	
	ことができる。	席を求めることができる。	
第2章	(4) 災害対策本部体制	(4) 災害対策本部体制	県計画に基づき修正
第1節	表内	表内	・避難情報の名称変更
(13P)	本部会議の協議・決定事項	本部会議の協議・決定事項	
	■ 災害対策本部会議での協議事項 (例)	■ 災害対策本部会議での協議事項(例)	
	災害応急対策の総合調整、避難所等の開設及び閉	災害応急対策の総合調整、避難所等の開設及び閉	
	鎖、 <u>避難勧告</u> 等の発令及び解除、(略)	鎖、 <u>避難指示</u> 等の発令及び解除、(略)	
第2章	◇ 災害警戒本部・災害対策本部組織図	◇ 災害警戒本部・災害対策本部組織図	組織変更に伴う時点修
第1節	図内	図内	正
(15P)	必要に応じて、災害対策本部会議に西播磨県民	必要に応じて、災害対策本部会議に西播磨県民	
	局、佐用警察署、佐用町社会福祉協議会、自衛隊、	局、たつの警察署、佐用町社会福祉協議会、自衛	
	関西電力、日本赤十字社等の出席を求めることがで	隊、関西電力 <mark>送配電</mark> 、日本赤十字社等の出席を求め	
	きる。	ることができる。	
第2章	第2節 消防団組織	第2節 消防団組織	消防団組織の団員数等
第1節	◇ <u>平成 31</u> 年 4 月 1 日現在	◇ <u>令和 4</u> 年 4 月 1 日現在	の時点修正
(16P)	1 団 員 数:条例定数(<u>920</u> 人)、実員数(<u>908</u> 人) 2 ポ ン プ:ポンプ自動車(7台)、小型動力ポンプ付積載車(<u>51</u> 台) 3 無 線 機:車載無線機(<u>46</u> 台)、携帯無線機(39台)	1 団 員 数:条例定数(<u>850</u> 人)、実員数(<u>798</u> 人) 2 ポ ン プ:ポンプ自動車(7台)、小型動力ポンプ付積載車(44台)	
	3 無 線 機: 車載無線機(4 <u>6</u> 台)、携帯無線機(39台)	3 無 線 機: 車載無線機 (<u>53</u> 台)、携帯無線機 (39台)	
	4 階級別人員:団 長(1人)、副団長(<u>14</u> 人)、	4 階級別人員:団 長(1 人) <u>、専任副団長(1人)</u> 、副団長(8 人)、	
	分団長 (42人)、副分団長 (<u>77</u> 人) 部 長 (<u>105</u> 人)、班 長 (<u>124</u> 人)、団 員 (<u>636</u> 人)	分団長 (42人)、副分団長 (<u>68</u> 人) 部 長 (<u>86</u> 人)、班 長 (<u>101</u> 人)、団 員 (<u>492</u> 人)	
第3章	第2節 水防非常配備	第2節 水防非常配備	町独自修正
第2節	1 防災体制基準及び職員配備(水害による被害が	1 防災体制基準及び職員配備(水害による被害が	・連絡員待機の基準の
(21P)	生じる恐れがある場合)	生じる恐れがある場合)	見直し
	表内	表内	
		1	

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
	連絡員待機	連絡員待機	
	□ 町内に暴風警報、大雨警報(土砂災害・浸水	□ 町内に暴風警報、大雨警報(土砂災害・浸水	
	害)、洪水警報のいずれかが発表され、かつ <u>光都土</u>	害)、洪水警報のいずれかが発表され、かつ <u>町内河</u>	
	木事務所に水防指令1号が発令されたとき	川にかかる水防指令1号相当の水位(佐用2.19m・	
		久崎 2.44m・三日月 0.94m) に到達したとき	
第4章	第1節 重要水防箇所	第1節 重要水防箇所	県計画に基づき修正
第1節	1 重要水防箇所(河川)	1 重要水防箇所(河川)	・誤りを修正
(23P)	重要 No 河川名 左右 足長 中 (m) 地 点 危険理由 水防工法 2 監視員等	重要 No 河川名 左右 延長 地 点 危険理由 水防工法 主 場別員等 本 大 大 工 本 監視員等	
	最も (略)	最も 重要 (略)	
	(暇)	(略)	
	4 千種川 右 325 佐用町多賀 (大下り川合流点~多賀橋下流) 防高 のう工法 モニター (略)	4 千種川 右 325 佐用町多賀 1-B 積み土 災害 (大下り川合流点~多賀橋下流) 堤防高 のう工法 モニター (略)	
	次に 重要 9 毎毎川 た 1 780 佐用町三日月 1-B 積み土 三日月	次に 重要 9 毎毎川 左 1 970 佐用町三日月 1-B 積み土 三日月	
	当	本学 10 角亀川 右 1,270 佐用町三日月 1-B 積み土 三日月 1-B 1	
	10 万亀川 石 1,780 (本郷川合流点~弓の木橋) 堤筋断面 のう工法 カメラ (略)	10 円电川 七 1,210 (本郷川合流点~弓の木橋) 堤跡断面 のう工法 カメラ (略)	
第4章	第2節 危険が予想される箇所	2節 危険が予想される箇所	県計画に基づき修正
第2節	大雨等が発生した場合に公共に及ぼす影響の大きい	大雨等が発生した場合に公共に及ぼす影響の大きい	• 土砂災害特別警戒区
(25P∼26P)	危険が予想される箇所は、次のとおりとする。	危険が予想される箇所は、次のとおりとする。	域を追加
		1 土砂災害特別警戒区域	・山地災害危険地区等
		<u>町地域防災計画資料編「土砂災害特別警戒区域一</u> 覧表」のとおり 78 箇所	の時点修正など ・急傾斜地崩壊危険区
	1 十砂災害警戒区域	2 土砂災害警戒区域	・ 忌頃料地朋袋危険と 域については資料編に
	町地域防災計画資料編「土砂災害警戒区域一覧	 	記載
	表 のとおり 944 箇所	表 のとおり 944 箇所	10年
	2 山地災害危険地区	3 山地災害危険地区	
	(1) 山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区	(1) 山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区	
	は、町地域防災計画資料編「山地災害危険地区箇所	は、町地域防災計画資料編「山地災害危険地区箇所	
	一覧表」のとおり、それぞれ <u>179</u> 箇所及び <u>226</u> 箇所	一覧表」のとおり、それぞれ <u>197</u> 箇所及び <u>378</u> 箇所	
	(2) 地すべり危険地区	(2) 地すべり危険地区	
	地区番号 地区名 位置 面積 郡町大字字 (ha)	地区番号 地区名 位	
	(順各)	(順各)	
	(略)	(昭各)	
	合 計 (10 箇所) 387	合 計 (10 箇所) 387	
L		1	1

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
· ·	1	# 生後 (条条) 4 土砂災害危険箇所 (略) 5 法指定区域 (1) 地すべり防止区域 (令和3年9月3日現在) (略) (2) 急傾斜地崩壊危険区域 町地域防災計画資料編「急傾斜地崩壊危険区域 指定箇所」のとおり31箇所 6 警戒危険宅地一覧表 (平成30年4月1日現在)	土体理由等
第5章 第1節 (27P~28P)	(略) 第1節 神戸地方気象台が行う予報及び警報 2 警報発表基準 (警報は重大な災害が発生する恐れのある場合) (1) 警報発表基準 (警報は重大な災害が発生するおそれのある場合) (事理	(略) 第 1 節 神戸地方気象台が行う予報及び警報 2 警報発表基準 (警報は重大な災害が発生する恐れのある場合) (1) 警報発表基準 (警報は重大な災害が発生するおそれのある場合)	県計画に基づき修正 ・警報発表基準、注意 報発表基準の時点修正 ・気象庁ホームページ にかかる URL の一部変 更

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
	 ※表面雨量指数とは(略) 詳細は、気象庁ホームページ参照。 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/hy omenshisu.html) ※ 土壌雨量指数は(略) 詳細は、気象庁ホームページ参照。 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/do joshisu.html) ※ 流域雨量指数は(略) 詳細は、気象庁ホームページ参照。 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/ry uikishisu.html) 3 注意報発表基準(注意報は災害が発生する恐れのある場合) 佐用町 原果予報区 兵庫県 (大雨(浸水害) 大雨(浸水害) 大雨(浸水害) 表面雨量指数基準 6 大雨(浸水害) (5, 22.2) 大田山川流城=(5, 9.3) 法別川流域=(5, 5.2) 大田山川流域=(5, 10.1) 建意報 洪 水 (資子基準※1 表文川流域=(5, 15.4) 表文川流域=(5, 15.4) 表文川流域=(5, 10.1) 基 風 平均風速 12m/s 	 ※表面雨量指数とは(略) 詳細は、気象庁ホームページ参照。 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/hyomenshisu.html) ※ 土壌雨量指数は(略) 詳細は、気象庁ホームページ参照。 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/dojoshisu.html) ※流域雨量指数は(略) 詳細は、気象庁ホームページ参照。 	
第5章 第1節 (29P)		5 早期注意情報(警報級の可能性) 5日先までの警報級の現象の可能性を「高」、 [中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ県南部・県北部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ県単位※で神戸地方気象台が発表する。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。 ※冬期は県北部、県南部で発表。	県計画に基づき修正 ・早期注意情報の記述 を追加



項	修正前								修正後	(素案)				主な理由等
第5章	第5節 水防警報						第5節 水防	i警報						県計画に基づき修正	
第5節	4 水防警報	及び水位名称						4 水防警報	及び水位名称	•					・避難情報の名称変更
(33P)				.局(量水	嫖)	参考	扩水位				局(量水	摽)	参考	水位	・参考値として、氾濫
(001)	水防警報、水位名称	判断内容	久崎	三日月	佐用	上三河	円光寺	水防警報、水位名称	判断内容	久崎	三日月	佐用	上三河	円光寺	開始水位に関する記述
	水防警報1号(待機)	水防団待機	2. 6m	1. 1 m	2.5m	-	-	水防警報1号(待機)	水防団待機	2.6m	1. 1m	2.5m	-	-	を追加
	(水防団待機水位)	水防団待機・準備の判断	2. 6m	1. 1m	2. 5m	2. 1m	2.1m	(水防団待機水位)	水防団待機・準備の判断	2.6m	1. 1m	2. 5m	2. 1m	2.1m	を追加
	水防警報2号(準備)	水防活動準備の判断	3. 26m	1. 4m	2.6m	_	-	水防警報2号(準備)	水防活動準備の判断	3. 26m	1. 4m	2. 6m	_	-	
	水防警報3号(出動) 氾濫注意水位 (警戒水位)	<u>避難準備・高齢者等避</u> <u>難開始</u> の発表を判断、 水防団出動判断	3. 6m	1.6m	2.8m	3. 1m	3.0m	水防警報3号(出動) 氾濫注意水位 (警戒水位)	高齢者等避難の発表を 判断、水防団出動判断	3. 6m	1.6m	2.8m	3.1m	3.0m	
	避難判断水位	<u>避難勧告</u> 等の発令を判 断、住民は避難を判断	4. 6m	1.8m	3. 0m	3. 7m	3.7m	避難判断水位	<u>避難指示</u> 等の発令を判断、住民は避難を判断	4. 6m	1.8m	3. 0m	3.7m	3.7m	
	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	住民の避難完了	5. 1 m	2. 4m	3.8m	4. 4m	_	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	住民の避難完了 <u>緊急安全確保の発令を</u> 判断	5. 1m	2. 4m	3.8m	4. 4m	-	
	水防警報 4 号(解除)	水防警報解除	3.6m	1. 6m	2.8m	_	-	(参考値) 氾濫開始相当水位 水防警報 4 号(解除)	緊急安全確保の発令を 判断 (※既に緊急安全 確保を発令している場 合は、氾濫開始相当水 位に到達したことを住 民へ周知	5. 58m 3. 6m	3. 47m 1. 6m	4.73m 2.8m		=	
第6章 第1節 (34P)	川 水位などに (フェニック 本)、県・神 報収集及び消 を収集する。 集についての	の判断材料と ついては、情 ス防災システ 戸地方気象 防団・災害 情報(気象情 必要事項は次	な機かとタ及と	気器らの一びおり電話が	青報、情報、情報、情報、情報の必要を表する。	雨報集に地等。	は、 集基 る情報 の	川 水位などに (フェニック 本)、県・神 報収集及び消 を収集する。 集についての	の判断材料と ついては、情 ス防災システ 戸地方気象台 防団・災害モ 情報(気象情 必要事項は次	な機かとタ及と	気器らの一びおり電話が	青な青蓮ら水する報道の位る	雨報集に地等。	、集基る情の	県計画に基づき修正 ・避難情報の名称変更
第6章 第1節 (34P)	※千種川上三河、佐用川口	在記、報告 避難準備・高齢者等 避難開始 (氾濫注意水位) 用 2.8m 崎 3.6m 月 1.6m 寺 3.0m 河 3.1m	3. 3. 3. 種川久崎、新水位の設	産難勧告 離判断水位 3.0m 4.6m 1.8m 7m (参考) 一 志文川三日 定がないた	通りの水	接難指示 (氾濫危険 3.8 5.1: 2.4 — 4.4m(—	(緊急) 食水位) m m m 参考)	等河川水位の 参 考 観測地点 基 準 水位局 佐用川佐 千種川久 志文川三田 参 考 水位局 た第川円光 志文川三田 志文川三田 ※ 発種指示等の発令は、 ※千種川上三河、佐用川	【警戒レベル3】 高齢者等避難 (氾濫注意水位) (記記注意水位) (記記注意水位) (記記注意水位) (記記注意水位) (記記注意・ 3.6m 月 1.6m 月 1.6m 日 1	警戒レベルル 避難指示 3.0m 4.6m 1.8m 3.7m (参 一 一 種川久崎、 断水位の設	1] (氾濫 等) 4.4 志文川三 F 定 応ないた	【警戒 緊急 3.8m 5.1m 2.4m 一 m (参考) ー	レベル 5 安全確保 (犯意酬 4. 5. 3.	<mark>1</mark> 73m 58m 47m ニ ニ 判断する。	県計画に基づき修正 ・避難情報の名称変更 ・参考値として、氾濫 開始水位に関する記述 を追加

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
第6章	3 防災情報提供システムによる防災情報の収集	3 気象庁ホームページによる防災情報の収集	県計画に基づく修正
第1節	統括部は、防災情報提供システムにより、流域雨	統括部は、気象庁ホームページにより、気象警	・防災情報の収集方法
(34P∼36P)	量指数、土砂災害警戒判定メッシュ情報などの情報	報・注意報等の警戒期間、キキクルによる浸水等の	変更による修正
	を取得する。	危険度分布情報、流域雨量指数の予測値などの情報	
		を取得する。	
	(1) 流域雨量指数		
	流域雨量指数とは、河川の流域に降った雨水がど	(1) 気象警報・注意報等の警戒期間	
	れだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに	気象警報・注意報等の警戒期間については、市町	
	降った雨と今後降ると予想される雨量から計算して	単位で、特別警報・警報・注意報の種別ごとに注意	
	数値化したもの。各市町の警報・注意報基準河川ご	警戒期間を3時間を1コマとして現在の発表状況、	
	とに6時間先まで予想を行い、注意報基準超過、警	24 時間先までの予想を時系列で示している。現象ピ	
	報基準超過についてそれぞれ表示する。	<u>ーク時間の予想や量的予測についても表示してい</u>	
		<u>3.</u>	
	(2) 大雨警報(浸水害)、洪水警報の危険度分布		
	大雨警報(浸水害)の危険度分布は、大雨警報	(2) 浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分	
	(浸水害)を補足する情報で、短時間強雨による浸	布)、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)、流	
	水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、大	域雨量指数の予測値	
	雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危	○浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分	
	険度が高まるかを面的に確認することができる。 1 時間生まるのままま見比粉の予測は新士玉敷却 (3)	<u>布)</u> 毎期間発売による温水安が出のた吟座の真さり	
	時間先までの表面雨量指数の予測値が大雨警報(浸水は、一般の其準値に到去したかどうかで、た吟吹な	短期間強雨による浸水害発生の危険度の高まり	
	水害)等の基準値に到達したかどうかで、危険度を	の予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階	
	5段階に判定し、色分け表示する。 洪水警報の危険度分布は、洪水警報を補足する情	<u>に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量</u> 指数の予測を用いて常時10分ごとに更新してお	
	報で、指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河	り、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、	
	一	一 り、八 府音報(及水音)寺が光教されたこさに、 危険度が高まっている場所を面的に確認すること	
	た雨による洪水害発生の危険度の高まりの予測を示	ができる。	
	しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで	○洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	
	危険度が高まるかを面的に確認することができる。	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川	
	3時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等	(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の	
	の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に	危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概	
	判定し、色分け表示する。	ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時	
		間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分	
	(3) 土砂災害警戒判定メッシュ情報	ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたと	
	神戸地方気象台は、防災情報提供システムによっ	きに、危険度が高まっている場所を面的に確認す	
	て土砂災害警戒判定メッシュ情報を提供する。土砂	<u>ることができる。</u>	

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
	災害警戒判定メッシュ情報は、60分間積算雨量と土	・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに	
	壌雨量指数から土砂災害発生の危険度を5kmメッシ	安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。	
	ュ毎にレベル表示したもので、土砂災害発生の危険	・「危険」(紫): 危険な場所から避難が必要	
	度の高い地域をおおよそ把握することができる。	とされる警戒レベル4に相当。	
		・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所から	
	(4) 警報・注意報 (図表形式)	の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	
	警報級や注意報級の現象を予想した時間帯を色分	・「注意」(黄):ハザードマップによる災害	
	けした表で示す。	<u>リスクを再確認等、避難に備え自らの避難行動</u>	
	「発表中の警報・注意報等の種別欄」は、発表中	の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	
	の種別について、特別警報を紫色、警報を赤色、警	○流域雨量指数の予測値	
	報発表に言及した注意報を黄色に橙色の斜線、注意	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川	
	報を黄色で表す。	(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での	
	「今後の推移」欄は、3時間をひとコマで表し、	降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高ま	
	雨量や波の高さなどの予報値を表示する。各時間帯	りの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応	
	の危険度が、注意報、警報、特別警報の基準を超え	じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時	
	ると予想される期間を黄色、赤色、紫色で示する。	間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)	
		<u>を用いて常時 10 分ごとに更新している。</u>	
	(5) レーダー・降水ナウキャスト	(a) L z L // z b # to N to 4 to	
	気象レーダーによる5分毎の降水強度分布観測	(3) 土砂災害警戒情報	
	と、降水ナウキャストによる5分毎の60分先までの	兵庫県と神戸地方気象台は、大雨警報(土砂災	
	降水強度分布予測を連続的に表示している。	害)発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生	
		してもおかしくない状況となったときに、町長の避難になるという。	
		難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援する	
		るため、土砂災害警戒情報を共同で発表する。町内でため、土砂災害警戒情報を共同で発表する。町内でため、土砂災害警戒情報を共同で発表する。町内では、土砂まされば、	
		で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で、実際に	
		(人的音報 (上地火音) の危険及力和) く、美味に 確認することができる。避難が必要とされる警戒レ	
		(ボル4に相当。) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	
		(4) 土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度	
		分布)	
		大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測	
		を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分け	
		して示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨	
		量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新してお	
		<u>=11/1/2711/10/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/1</u>	

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
第6章 第1節 (36P)	修正前 4 河川情報システム、川の防災情報等による水位及び雨量の状況確認気象情報、雨量、河川水位などについては、フェニックス防災システムからの情報収集を基本とするが、フェニックス防災システム以外にも、次のシステムから情報収集できる。 (1) 河川情報システムインターネットの水位ライブモニタリングシステム「水守」により、河川監視カメラ映像等で状況を確認する。 「千種川流域河川情報システム水守」 http://www1.winknet.ne.jp/~kasen01/pc.html (2) 川の防災情報 川の防災情報で雨量等を確認する。	修正後 (素案) り、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」 (黒) :命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」 (紫) :危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「管戒」 (赤) :高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」 (黄) :ハザードマップによる災害リスクを再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 (5)雨雲の動き、は、レーダー観測に基づく5分毎の降水強度分布、5分毎の60分先までの降水強度分布、5分毎の60分先までの降水強度分布の予測を確認することができる。 「今後の雨」は、6時間先までの降水量予測は10分ごとの、7時間から15時間先までの降水量予測は10分ごとの、7時間から15時間先までの降水量予測は1時間ごとの予測を確認することができる。 4 河川情報システム、川の防災情報等による水位及び雨量の状況確認気象情報、雨量、河川水位などについては、フェニックス防災システム以外にも、次のシステムから情報収集できる。 (1) 河川情報システム インターネットの水位ライブモニタリングシステム「水守」により、河川ライブカメラ映像等で状況を確認する。 「千種川流域河川情報システム水守」 https://www.mizumori.jp/koto/(2) 川の防災情報で雨量等を確認する。	主な理由等 県計画に基づく修正 ・河川カメラ名称変更 など
	「川の防災情報」http://www.river.go.jp/	「川の防災情報」http <u>s</u> ://www.river.go.jp/ <u>index</u>	

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
第7章	第2節 巡視及び警戒	第2節 巡視及び警戒	県計画に基づく修正
第2節	2 出水時	2 出水時	・水防団員等の安全が
(39P)	町監視員は、県から水防警報が発表されたとき、	町監視員は、県から水防警報が発表されたとき、	確保できないと判断し
	河川等の監視をする。	河川等の監視をする。	た場合は水防作業を実
	県(監視員及び連絡員)及び町連絡員は、特に既	県(監視員及び連絡員)及び町連絡員は、特に既往	施しない記述を追加
	往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視す	の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視す	
	る。また、次の状態に注意し、異常を発見したとき	る。また、次の状態に注意し、異常を発見したとき	
	は直ちに水防作業を実施するとともに、水防管理者	は直ちに水防作業を実施するとともに、水防管理者	
	(町長)及び県光都土木事務所長等に報告し、県光	(町長)及び県光都土木事務所長等に報告し、県光	
	都土木事務所長は水防本部長に報告する。	都土木事務所長は水防本部長に報告する。但し、当	
		該水防管理者は、水防団員等の安全が確保できない	
		と判断した場合はこの限りではない。	
第7章	第4節 異常気象時の通行規制等	第4節 異常気象時の通行規制等	組織変更に伴う時点修
第4節	(略)	(略)	正
(40P∼41P)	「建設課、西日本高速道路株式会社(福崎・津	「建設課、西日本高速道路株式会社(福崎・津	高速道路の異常降雨に
	山)、国土交通省鳥取河川国道事務所、県光都土木	山)、国土交通省鳥取河川国道事務所、県光都土木	よる通行止め基準の時
	事務所及び佐用警察署等(以下「各道路管理者等」	事務所及びたつの警察署等(以下「各道路管理者	点更新(播磨自動車道
	という)」は、情報連携し各々が管理する道路の被	等」という)」は、情報連携し各々が管理する道路	追加)
	害状況等の情報収集、情報共有を図り応急応策を行	の被害状況等の情報収集、情報共有を図り応急応策	
	う。	を行う。	
	(略)	(略)	
	各道路管理者等は、情報連携し通行の禁止又は制	各道路管理者等は、情報連携し通行の禁止又は制	
	限に関する情報収集、情報共有を図る。通行規制予	限に関する情報収集、情報共有を図る。通行規制予	
	定路線は、中国自動車道及び鳥取自動車道の異常降	定路線は、中国自動車道、播磨自動車道及び鳥取自	
	雨による通行止め基準(別表4)及び事前通行規制	動車道の異常降雨による通行止め基準(別表4)及	
	区間一覧表(別表5)のとおりとする。	び事前通行規制区間一覧表(別表5)のとおりとす	
		る。	
	(別表4)中国自動車道及び鳥取自動車道の異常降	(別表4) 中国自動車道 <mark>、播磨自動車道</mark> 及び鳥取自	
	雨による通行止め基準	動車道の異常降雨による通行止め基準	
	区 間 連続雨量 組合せ雨量 備考(雨量観測所) 連続雨量(mm) 時間雨量(mm)	区 間 連続雨量 組合せ雨量 備考(雨量観測所) 連続雨量(mm) 時間雨量(mm) 備考(雨量観測所)	
	吉 川〜滝野社 180 150 (75) 50 東条 滝野社〜福 崎 180 130 (65) 35 福崎 IC	吉 川〜滝野社 220 180 (90) 50 東条 滝野社〜福 崎 280 190 (95) 40 福崎 IC	
	福 崎~山 崎 220 180 (90) 45 福崎 IC、安富 山 崎~佐 用 200 150 (75) 45 佐用 IC、切窓峠、西下野	福 崎~山 崎 280 190 (95) 45 福崎 IC、安富 山 崎~佐 用 250 160 (80) 45 佐用 IC、切窓峠、西下野	
	佐田JCT~佐用TB	佐 用	
	※ () 内の雨量は通行止めの準備 (通行止め要員、車両・資機材等の用意) を開始する目安の雨量	佐用JCT~佐用TB 210 150 (75) 45 佐用 IC、作東 IC、佐用 TB	
		※ () 内の雨量は通行止めの準備 (通行止め要員、車両・資機材等の用意) を開始する目安の雨量	

項	值	下正前			修正後	主な理由等	
第8章	第1節 防災関係機関等	の情報伝達	第1			主な通信手段におい	
第1節	1 通信機器の確保		1	通	信機器の確保	て、実態に合わせて修	
(43P)	■ 主な通信手段			主な	x通信手段	正	
	主な通信手段	主な通信区間			主な通信手段		
		電話 ま消防組合佐用消防署・防災関係機関との連絡			一般加入電話・FAX 災害対策本部・地域対策部各地域対策班・西は りま消防組合佐用消防署・防災関係機関との連 終		
	専用回線 有線 兵庫県災害対応総合情報ネット	災害対策本部〜地域対策部各地域対策班		有線	専用回線	災害対策本部~地域対策部各地域対策班	
	/ ワークシステム	災害対策本部〜地域対策部各地域対策班・西はり ま消防本部・県・近隣市町・防災関係機関		有線	佐用チャンネル 兵庫県災害対応総合情報ネット ワークシステム	災害対策本部~住民等災害対策本部~地域対策部各地域対策班・西は	
	兵庫衛星通信ネットワーク (衛星系/地上系)	災害対策本部~県・近隣市町・防災関係機関		無線	(フェニックス防災システム) 兵庫衛星通信ネットワーク	りま消防本部・県・近隣市町・防災関係機関 災害対策本部〜県・近隣市町・防災関係機関	
	町防災行政無線 (戸別受信機)	災害対策本部〜住民・災害現場・避難所・防災関係機関等			(衛星系/地上系) 町防災行政無線(戸別受信機)	次吉对東本部~除・近畔市町・60次國际機関 災害対策本部~住民・災害現場・避難所・防災 関係機関等 災害対策本部~災害現場等 災害対策本部~災害現場等 災害対策本部~孤立集落	
	携帯電話	災害対策本部~災害現場等 災害対策本部~避難所等		無線	町防災行政無線(移動系)		
	携帯電話	災害対策本部~孤立集落			携帯電話	災害対策本部~避難所等	
	(さよう安全・安心メール)	災害対策本部~住民等 災害対策本部~住民等			I P無線機 携帯電話	災害対策本部~孤立集落 災害対策本部~住民等	
	※ 防災行政無線等通信設備の概要は、別図 3				(さよう安全・安心メール) 携帯電話 (エリアメール等)	災害対策本部~住民等	
	※ 孤立集落は、別表 6「孤立集落一覧」のとま	হৈ গ			行政無線等通信設備の概要は、別区 対象をは、別表6「孤立集落一覧」の	3 「防災行政無線等通信施設系統図」に示す。 とおり	
第8章	第2節 住民等への情報	伝達	第2	2節	住民等への情報	ホームページの URL の	
第2節	4 防災情報等の伝達手	段 (広報の伝達手段)	4	防	災情報等の伝達手	変更	
(44P)	(1) 防災行政無線		(1)	防	災行政無線	県計画に基づく修正	
	(2) さよう安全安心メー	シル	(2)	さ	よう安全安心メー	・システム名称変更	
	http://bosai.net/s	sayo/		ht	tp <u>s</u> ://bosai.net/	sayo/	
	(3) 佐用チャンネル (デ	ータ放送、L 字放送含む)	(3)	佐	用チャンネル(デ	ータ放送、L 字放送含む)	
	(4) 町ホームページ		(4)	町	ホームページ		
	http://www.town.sa	yo.lg.jp/index.html		<u>ht</u>	tps://www.town.s		
					<u>top.jsp</u>		
	(5) エリアメール等				リアメール等		
	(6) 公共情報コモンズ					報共有システム)_	
	(7) 広報車		(7)	広	報車		
第8章	5 防災情報等の伝達項	[目(広報の伝達項目)	5	防	災情報等の伝達項	目 (広報の伝達項目)	県計画に基づき修正
第2節	枠内		材	內			・避難情報の名称変更
(44P)		こと(<u>避難準備・高齢者等避</u>	(7) 退	達難情報に関する こ	こと(<u>高齢者等避難</u> 、避難指	
		避難指示(緊急)等)			、 <u>緊急安全確保</u> 等		
第8章	(別表6) 孤立集落一覧	•	(另	刂表	6) 孤立集落一覧	衛星携帯電話から、防	
第2節							災行政無線子機とIP
(47P)							無線機に変更

項			修正前							主な理由等			
	地域	地区	集落名	想定被害	通信手段	Nコード	地域	地区	集落名	想定被害	通信手段	Nコード	通信手段は確保してい
		長 谷	奥金近	土砂災害	防災行政無線移動型無線装置(双方向通信)	4087-66-60		長 谷		土砂災害	防災行政無線移動型無線装置 (双方向通信)		
		地区	奥長谷	土砂災害	防災行政無線移動型無線装置(双方向通信)	4087-66-56		地区	奥長谷	土砂災害	防災行政無線移動型無線装置(双方向通信)		るため、「※網掛けは
			水根	倒木による道路封鎖	衛星携帯電話	4087-62-46			水根	倒木による道路封鎖	防災行政無線子機	4087-62-46	設置済、それ以外は設
	佐 用		青 木 若 州	土砂災害	衛星携帯電話 防災行政無線受信機	4087-59-47	佐 用		青 木 若 州	土砂災害	I P無線機 防災行政無線受信機	4087-59-47 4087-61-42	
	地 域	石 井	奥 海	山か火音 倒木による道路封鎖	衛星携帯電話	4087-61-42	地域	石 井	奥海	日本による道路封鎖	I P無線機	4087-61-42	置予定です。」の文言
		地 区	海内	土砂災害	衛星携帯電話	4087-67-48		地区	海内	土砂災害	IP無線機	4087-67-48	は削除
			桑 野	土砂災害	防災行政無線屋外拡声子局 (双方向通信)	4087-65-51			桑 野	土砂災害	防災行政無線屋外拡声子局(双方向通信)	4087-65-51	(よ月) 赤
			中ノ原	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置(双方向通信)	4087-59-48			中ノ原	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置 (双方向通信)	4087-59-48	
			豊福	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局(双方向通信)	4087-55-56			豊福	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局 (双方向通信)	4087-55-56	
			平谷	土砂災害	防災行政無線移動型無線装置(双方向通信)	4087-55-54			平谷	土砂災害	防災行政無線移動型無線装置(双方向通信)	4087-55-54	
	,, m		福澤	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局(双方向通信)	4087-58-59	,, ,,		福澤	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局 (双方向通信)	4087-58-59	
	佐 用 地 域	江 川 地 区	甲大木谷 乙大木谷	土砂災害又は倒木による道路封鎖 土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置(双方向通信) 防災行政無線移動型無線装置(双方向通信)	4087-55-57	佐 用 地 域	江 川 地 区	甲大木谷 乙大木谷	土砂災害又は倒木による道路封鎖 土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置(双方向通信) 防災行政無線移動型無線装置(双方向通信)	4087-55-57	
	地攻	地区	公人小台 淀	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動至無線装置(双方向通信) 防災行政無線移動型無線装置(双方向通信)	4087-54-59	地 坝	地区	定	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防火1以無線炒到至無線表直 (从方问通信) 防災行政無線致動刑無線推廣 (双方向通信)	4087-54-59	
			末包	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置 (双方向通信)	4087-54-50			末包	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置 (双方向通信)	4087-54-50	
			東中山	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置(双方向通信)	4087-57-50			東中山	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置(双方向通信)	4087-57-50	
			大垣内	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置(双方向通信)	4087-48-64			大垣内	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置 (双方向通信)	4087-48-64	
			皆 田	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置(双方向通信)	4087-45-63			皆 田	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置(双方向通信)	4087-45-63	
		幕 山	南中山	倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置(双方向通信)	4087-53-64		幕 山	南中山	倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置(双方向通信)	4087-53-64	
		地区	来見	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置(双方向通信)	4087-54-62		地区	来見	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置(双方向通信)	4087-54-62	
			田和	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置(双方向通信)	4087-54-61			田和	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置 (双方向通信)		
	上 月	-	桜 山 宇 根	土砂災害又は倒木による道路封鎖 土砂災害	衛星携帯電話 衛星携帯電話	4087-52-59 4087-48-66	上 月	-	桜 山 宇 根	土砂災害又は倒木による道路封鎖 土砂災害	I P無線機 I P無線機	4087-52-59 4087-48-66	
	地 域		久木原	山か火音 倒木による道路封鎖	防災行政無線受信機	4087-49-73	地域		久木原	日本による道路封鎖	防災行政無線受信機	4087-49-73	
		上 月	小日山	土砂災害	衛星携帯電話	4087-47-72		上 月	小日山	土砂災害	I P無線機	4087-47-72	
		地区	目 高	土砂災害	衛星携帯電話	4087-51-72		地区	目高	土砂災害	I P無線機	4087-51-72	
			寄 延	土砂災害	防災行政無線移動型無線装置(双方向通信)	4087-53-71			寄 延	土砂災害	防災行政無線移動型無線装置 (双方向通信)	4087-53-71	
		久 崎	西新宿	土砂災害又は倒木による道路封鎖	衛星携帯電話	4087-49-80		久 崎	西新宿	土砂災害又は倒木による道路封鎖	I P無線機	4087-49-80	
		地区	大日山	土砂災害	衛星携帯電話	4087-45-77		地区	大日山	土砂災害	IP無線機	4087-45-77	
	南光地域	中安地区	多賀	土砂災害	防災行政無線屋外拡声子局(双方向通信)	4087-62-73	南光地域	中安地区	多賀	土砂災害	防災行政無線屋外拡声子局 (双方向通信)	4087-62-73	
			三日月上 湯 小	土砂災害 土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置(双方向通信) 防災行政無線最外拡声子局(双方向通信)	4087-75-71 4087-74-68			湯小	土砂災害 土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置(双方向通信) 防災行政無線屋外拡声子局(双方向通信)	4087-75-71	
		三日月	東鎌倉	土砂災害	防災行政無線風外弧产于同 (双方同通信) 防災行政無線展外拡声子局 (双方向通信)	4087-74-65		三日月		土砂災害	防災行政無線阻外払产于周(双方同通信) 防災行政無線居外拡密子品(双方向通信)	4087-74-65	
		東部地区	本 大内谷	土砂災害	防災行政無線屋外拡声子局(双方向通信)	4087-78-66		東部地区	本 大内谷	土砂災害	防災行政無線屋外拡声子局(双方向通信)	4087-78-66	
			郷添谷	土砂災害	防災行政無線屋外拡声子局 (双方向通信)	4087-77-64			郷添谷	土砂災害	防災行政無線屋外拡声子局 (双方向通信)	4087-77-64	
	三日月 地 域	三日月	真 宗	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局 (双方向通信)	4087-73-61	三日月 地 域	三日月	真 宗	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局 (双方向通信)	4087-73-61	
	AE 494	中部地区	志 文	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局(双方向通信)	4087-72-64	7E 75	中部地区	志 文	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局 (双方向通信)	4087-72-64	
			南三ツ尾	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局(双方向通信)	4087-69-76			三原	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局(双方向通信)	4087-69-76	
		三日月	>/-	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局(双方向通信)	4087-67-75		三日月	南三ツ尾	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局(双方向通信)	4087-67-75	
		西部地区	広 東大畑 西大畑	土砂災害又は倒木による道路封鎖 土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局(双方向通信) 防災行政無線屋外拡声子局(双方向通信)	4087-67-76 4087-65-76		西部地区	広 東大畑 西大畑	土砂災害又は倒木による道路封鎖 土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局(双方向通信) 防災行政無線屋外拡声子局(双方向通信)	4087-67-76 4087-65-76	
	7	it	日八州	上が火音人は四小により巨和対象	42	4001 03 10	3	H	四八州	4001 03 10			
	※通信手	段の網掛	けは設置済、	それ以外は設置予定です	•				けは設置済				
第9章	第1節						第1節	(1)	難淮儘				県計画に基づき修正
7.1												1 71.5	711111111111111111111111111111111111111
第1節	利川	及び7	ため他、	では、氾濫注意	意水位 (警戒/	(位)		及び	ため他	では、氾濫注対	意水位(警戒/	水位)	・避難情報の名称変更
(48P)	に達し、	、洪ス	水による	る被害の恐れる	がある場合、オ	k防管	に達し、	、洪	水によ	水防管			
	理者(町長)は、必要な地域に対し防災行政無線等によって避難の準備を呼びかける。 なお、住民は、佐用川、千種川、志文川に関し、							町長	は、	必要な地域に	対し防災行政領	無線等	
								て避	難の準値	備を呼びかけん	5.		
											」。 川、志文川に	関し.	
						-					E難の態勢を 。		
	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u> のあったときは、避難 の態勢をとる。							11 VEL	<u>үн</u> • 2 ы)				
	· / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	٠ _ ٠	~ ∘										

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
第9章	第2節 避難のための立ち退きの指示	第2節 避難のための立ち退きの指示	組織変更に伴う時点修
第2節	洪水のため著しい危険が切迫していると認められ	洪水のため著しい危険が切迫していると認められ	正
(48P)	るときは、県光都土木事務所長又は水防管理者(町	るときは、県光都土木事務所長又は水防管理者(町	
	長) は、法第29条の規定に基づき、必要と認める区	長)は、法第29条の規定に基づき、必要と認める区	
	域の住民に対し、避難のための立退を指示する。水	域の住民に対し、避難のための立退を指示する。水	
	防管理者(町長)が指示する場合は、 <u>佐用</u> 警察署長	防管理者(町長)が指示する場合は、 <u>たつの</u> 警察署	
	にその旨を通知するとともに、速やかに県水防本部	長にその旨を通知するとともに、速やかに県水防本	
	に報告しなければならない。	部に報告しなければならない。	
第9章	第5節 水防信号	第5節 水防信号	県計画に基づき修正
第5節	2 水防信号は、兵庫県水防信号規則(昭和24年兵		・避難情報の名称変更
(49P)	庫県規則第91号)に基づき次により行う。	庫県規則第91号)に基づき次により行う。	
	(表略)	(表略)	
		※ 防災情報、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確	
	告、避難指示(緊急)、防災関係機関の出動等は、	保、防災関係機関の出動等は、町地域防災計画風水	
	町地域防災計画風水害編 第3編「災害応急対策計	害編 第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の	
	画」第3章「情報の収集及び伝達」第5節「情報の	収集及び伝達」第5節「情報の伝達」第1款「住民	
	伝達」第1款「住民への防災情報・気象情報等の伝	への防災情報・気象情報等の伝達」を準用する。	
	達」を準用する。		
第9章	第6節 避難勧告等の発令	第6節 <u>避難指示</u> 等の発令	県計画に基づき修正
第6節	本部長は、災害により、現に被害を受け、又は被	本部長は、災害により、現に被害を受け、又は被	・避難情報の名称変更
(49P)	害を受ける恐れのある者に対し避難準備・高齢者等	害を受ける恐れのある者に対し避高齢者等避難の発	
	避難開始の発表及び避難勧告・避難指示(緊急)の	表及び避難指示・緊急安全確保の発令を行う。	
	発令を行う。	詳細については、町地域防災計画風水害編 第3	
	詳細については、町地域防災計画風水害編 第3	編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝	
	編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝	達」第5節「情報の伝達」第2款「 <u>避難指示</u> 等の発	
	達」第5節「情報の伝達」第2款「 <u>避難勧告</u> 等の発	令」を準用する。	
tates	令」を準用する。		
第9章	(別表7) 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧	(別表7) 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧	閉校した体育館の名称
第6節			を変更
(50P)			土砂災害特別警戒区域
			を追加
			県計画に基づき修正
			・避難情報の名称変更

項	修正前									主な理由等					
	地域	公共施設名	所在地	電話番号	収容人員 (人)注1	備蓄 物資	備考	地域	公共施設名	所在地	電話番号	収容人員 (人)注1	備蓄 物資	備考	
		佐用小学校体育館	佐用	82-2824	235	0	町民プール含む		佐用小学校体育館	佐 用	82-2824	235	0	町民プール含む	
	佐用	利神小学校体育館	口長谷	83-2100	220	0	崩壊土砂流出危険区域	佐用	利神体育館	口長谷	83-2100	220	0	崩壊土砂流出危険区域	
		江川体育館	豊福	84-0002	198	0	土砂災害警戒区域		江川体育館	豊福	84-0002	198	0	土砂災害警戒区域	
		幕山体育館	本 郷	87-0002	96	0	※旧校舎 (山腹崩落危険区域)		幕山体育館	本 郷	87-0002	96	0	※旧校舎 (山腹崩落危険区域)	
	上月	上月小学校体育館	上 月	86-0029	200	0		上月	上月小学校体育館	上月	86-0029	200	0		
		久崎体育館	久 崎	88-0016	187	0	浸水想定区域 土砂災害警戒区域	1271	久崎体育館	久 崎	88-0016	187	0	浸水想定区域 土砂災害警戒区域	
		中安体育館	米 田	78-0030	228	0	浸水想定区域		中安体育館	米 田	78-0030	228	0	<u>土砂災害特別警戒区域</u> 浸水想定区域	
	南光	南光小学校	西徳久	78-0038	238	0	土砂災害警戒区域							土砂災害警戒区域	
		三河 <u>小学校</u>	上三河	77-0004	227	0	土砂災害警戒区域	南光	南光小学校	西徳久	78-0038	238	0	土砂災害特別警戒区域	
	三日月	三日月中学校体育館	乃井野	79-2013	251	0	※校舎 (土砂災害警戒区域)		三河 <u>体育館</u>	上三河	77-0004	227	0	土砂災害警戒区域	
	計	10 箇所						三日月	三日月中学校体育館	乃井野	79-2013	251	0	※校舎 (土砂災害警戒区域)	
								計	10 箇所		•		•		
	*	区宝の出温学	在ルァ ト	· n - 44	(宝畦)	- 幽	員の配置ができ	* 55	災害の状況等	室に ト					
		場合もある	•	、ソ 、 グ	< □ +1 (c	- 4HX J	具 V HL IE // C C		場合もある						
		~• — • • • •	0	; ŋ、 <u></u>	:記の旅	6設(の中から避難所	-		7.36 兄等により、上記の施設の中から避難所					
		て指定する		•	_,,	_,,,	,	とし	て指定する	0					
	※ 9	災害の状況等	等によ	り、応	ふ急期な	こどし	こ指定避難所を	* 9	災害の状況	等によ	こり、原	芯急期な	よどり	こ指定避難所を	
	変更	する場合も	ある。)				変更	する場合も	ある。					
							び土砂災害警戒		網扣						
						–	避難所とす		(他に安全						
							情報などによ		ただし、 <mark>避</mark> なみみびは						
第 11 章		校舎及び体 節 決壊後			以上を	使用	「する。)	-	校舎及び体 節 決壊後			以上と		9 る。)	組織変更に伴う時点修
第11 早 第 2 節	/ 1.	即一次暴後 現地指揮者	– ,	_					即 伏泰倭 現地指揮者						組織変更に行り時点修 正
第2即 (55P)					打みかい	罟ゟ	·行うレレも		/- 	/ -	_	七田ナン加	罟た	行うレレむ	11.
(551)	現地指揮者は、現地の適切な処置を行うととも に、町災害対策本部を通じて、下流水防管理団体、								現地指揮者は、現地の適切な処置を行うととも に、町災害対策本部を通じて、下流水防管理団体、						
	-						機関に連絡す								
	る。	173. 1 HP2/C		県水防本部及び <u>たつの</u> 警察署その他関係機関に連絡 する。											
第 12 章	第3節 警察署との協議 第3節 警察署との協議									組織変更に伴う時点修					
第3節	水防管理者(町長)並びに県光都土木事務所長等 水防管理者(町長)並びに県光都土木事務所長等										正				
(56P)	及び	県光都土地	改良	センタ	一所長	は、	あらかじめ警	及び	県光都土地	改良	センタ	一所長	は、	あらかじめ警	県計画に基づき修正

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
	きは、 <u>佐用</u> 警察署長に対して、警察官の出動を求めることがきる。 <u>佐用</u> 警察署長は、援助要求を受けたときは可能な限りこれに応ずる。 4 立退指示(法第29条) 洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者(町長)は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。指示をした場合(可能な限り事前協議する。)は、 <u>佐用</u> 警察署長にこの旨通知する。 なお、 <u>避難勧告</u> 等の発令については、町地域防災計画風水害編第3編「災害応急対策計画」第3章	めることがきる。たつの警察署長は、援助要求を受けたときは可能な限りこれに応ずる。 4 立退指示(法第29条) 洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者(町長)は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。指示をした場合(可能な限り事前協議する。)は、たつの警察署長にこの旨通知する。 なお、避難指示等の発令については、町地域防災	・避難情報の名称変更
第 12 章 第 7 節 (58P)	第 7 節 応援協定 (別表 9) 災害時等応援協定等締結一覧 No. 機能年月日 応援協定・覚書名称 締結相手先 (略)	第 7 節 応援協定 (別表 9) 災害時等応援協定等締結一覧 No. 締結年月日 応援協定・覚書名称 締結相手先 (略) 23 R2.1.29 災害時等における無人航空機の運用に関 する協定 24 R2.1.29 災害時における地図製品等の供給等に関 する協定 25 R2.8.6 災害時における応急生活物資の供給 セッツカートン株式会社、Jパックス株式会社 に関する協定書 26 R2.8.28 災害時における施設等の利用に関する協 虚 27 R2.9.1 兵庫・岡山・鳥取三県境隣接市町村災害時 参相互支援に関する協定書 28 R3.2.15 災害時における被援物資の輸送等に関する協定 29 R3.7.19 神戸市と佐用町の連携・協力に関する協定 30 R3.9.15 佐用町と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定書 31 R4.2.2 災害時における連携協力に関する協定書 31 R4.2.2 災害時における連携協力に関する協定書 32 R4.3.16 災害時における連携協力に関する協定書 31 R4.2.2 災害時における連携協力に関する協定書 32 R4.3.16 災害時における連携協力に関する協定書 31 R4.2.2 災害時における連携協力に関する協定書 31 R4.2.2 災害時における連携協力に関する協定書 32 R4.3.16 災害時における連携協力に関する協定書 34 R4.3.16 災害時における連携協力に関する協定書 35 R4.3.16 災害時における連携協力に関する協定書 36 R4.3.16 災害時における連携協力に関する協定書 37 R4.3.16 災害時における連携協力に関する協定書 38 R4.3.16 災害時における連携協力に関する協定書 39 R4.3.16 災害時における連携協力に関する協定書 31 R4.2.2 災害時における連携協力に関する協定書 31 R4.2.2 災害時における連携協力に関する協定書 32 R4.3.16 災害時における連携協力に関する協定書	協定追加による時点修正

項	修正前	修正後(素案)	主な理由等
第 14 章	第2節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難	第2節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難	県計画に基づき修正
第2節	の確保及び浸水の防止のための措置	の確保及び浸水の防止のための措置	・避難情報の名称変更
(61P)	2 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の	2 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の	
	確保を図るために必要な事項	確保を図るために必要な事項	
	避難場所は、別表8「指定避難所一覧」のとおり	避難場所は、別表8「指定避難所一覧」のとおり	
	とする。	とする。	
	<u>避難勧告</u> 等の発令は、町地域防災計画風水害編	<u>避難指示</u> 等の発令は、町地域防災計画風水害編	
	第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及	第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及	
	び伝達」第5節「情報の伝達」第2款「 <u>避難勧告</u> 等	び伝達」第5節「情報の伝達」第2款「 <u>避難指示</u> 等	
	の発令」を準用する。	の発令」を準用する。	